

## 附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第2号、第6号、第8号（同号を第9号とする部分を除く。）、第12号（同号を第13号とする部分を除く。）及び第32号（同号を第34号とする部分を除く。）の改正規定は、平成16年3月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第7号及び第14号の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては新条例別表第7号及び第14号の右欄に掲げる市町村又は広域連合（以下「市町村等」という。）の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法律の適用については、当該市町村等の長のした処分その他の行為又は当該市町村等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第52号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第149号中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に、「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改め、同項第150号中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に、「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改め、同項第259号キの次に次のように加える。

ク 牛海綿状脳症 1頭につき 6,000円

第2条第1項第323号及び第324号中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第325号中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第349号中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第12号ハ」に改め、同項第350号中「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ」に、「第62条の3第4項第12号ニ」を「第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第53号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条の10」を「第38条の20」に改める。

第3条第2項中「知事は」の次に「、法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下「特定配当等」という。）に係る県民税、同項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る県民税」を加える。

第5条第1項第1号中「掲げるもの」の次に「、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」を加える。

第23条第1項中「係る県民税」の次に「、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」を加える。

第26条第1項各号列記以外の部分中「利子割額によって」の次に「、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって」を加え、同項に次の2号を加える。

(6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

(7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下この節において「選択口座」という。）に係る同条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の11第1項に規定する譲渡（以下この節において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（以下この節において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（以下この節において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下この節において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの